

京都市人事委員会告示第1号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

京都市人事委員会
委員長 松枝 尚哉

読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(人事委員会事務局)